

## 加算内訳及びご負担額

(単位:円)

|                  | 日額 | 月額/30日(31日) |
|------------------|----|-------------|
| 福祉施設日常生活継続支援加算   | 36 | 1080(1116)  |
| 福祉施設看護体制加算(Ⅰ)口   | 4  | 120(124)    |
| 福祉施設看護体制加算(Ⅱ)口   | 8  | 240(248)    |
| 福祉施設夜勤職員配置加算(Ⅰ)口 | 13 | 390(403)    |
| 個別機能訓練加算         | 12 | 360(372)    |
| 合計               | 73 | 2,190(2263) |

※ その他必要に応じ、初期加算、療養食加算、看取り介護加算、外泊時費用などを申し受ける場合があります。

☆ 10月より介護職員処遇改善加算に加え介護職員特定処遇改善加算も掛かります。

【介護報酬総単位数 × 施設サービス加算率(8.3%)】 = 処遇改善加算

【介護報酬総単位数 × 施設サービス加算率(2.7%)】 = 特定処遇改善加算

【介護報酬総単位数 + 処遇改善加算 + 特定処遇改善加算 = 1ヶ月の利用サービス費です。

※介護報酬総単位数は基本サービス費と各種加算(減算)を足した合計の事です。

## 低所得者のための利用料減免について

### 利用者負担段階とは

施設サービス利用時には、居住費と食費が利用者のご負担となります。介護保険では所得や市町村民税の課税状況から4つの段階に区分されており、第1段階から第3段階の方は申請により負担が軽減されます。

(単位:円)

| 基準費用額 | (単位:円) | 1日当たりの居住費 | 1日当たりの食費 |
|-------|--------|-----------|----------|
| 多床室   |        | 855       | 1,445    |

| 利用者負担段階 | 対象者  | 1日当たりの居住費 | 1日当たりの食費 |
|---------|--|-----------|----------|
| 第1段階    | ●市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方<br>●生活保護を受給している方    | 0         | 300      |
| 第2段階    | ●市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方       | 370       | 390      |
| 第3段階①   | ●市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方 | 370       | 650      |
| 第3段階②   | ●市町村民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方       | 370       | 1,360    |
| 第4段階    | ●同じ世帯内に市町村民税課税者がいる方<br>●市町村民税を課税されている方         | 855       | 1,445    |

## 高額介護サービス費制度

利用者が同じ月内に受けた、施設サービスの利用者負担の合計(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が、所得区分ごとに定められた利用者負担の上限額を超えた場合、超えた額が申請により指定した口座に振り込まれます。鹿児島市の介護保険窓口で申請してください。

(単位:円)

| 対象者                                    | 1ヶ月の世帯の上限額  |
|--|-------------|
| 生活保護受給者の方                              | 15,000      |
| 世帯全員が市町村民税非課税の方                        | 24,600      |
| 合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方            | (個人) 15,000 |
| 老齢福祉年金受給者                              |             |
| 市町村民税課税世帯の方【課税所得380万円未満(年収約770万円未満)の方】 | 44,400      |